

ガバナンス・コードの実施状況（令和7年3月31日時点）

学校法人銀杏学園 ガバナンス・コード	実施状況	実施していない場合の理由又は今後の対応方針
第1章 自主性・自立性の尊重（建学の精神等）		
1-1 建学の精神 (1) 建学の精神・理念 (2) 四綱領及び基本理念 (3) 使命・目的	(1) 定めて周知している。 (2) 定めて周知している。 (3) 定めて周知している。	
1-2 教育と研究の目的 (1) 建学の精神（ミッション）・四綱領と基本理念に基づく教育目的等	(1) 定めて周知している。	
1-3 将来ビジョン2030 ビジョン：日本の保健医療系のリーディング大学の一翼を担う。 ビジョン1：社会の変化に対応し、リーダーシップを発揮できる医療技術者の養成 ビジョン2：地域に根ざし、地域とともに歩み、社会の幸福実現に貢献 ビジョン3：10年後も20年後も選ばれ続けるためのブランド力の強化	定めて周知している。	
1-4 中期的な計画の策定と実現に必要な取組みについて (1) 安定した経営のために、認証評価を踏まえて中期的な学内外の環境の変化の予測に基づく、適切な中期的な計画の検討・策定を行います。 (2) 中期的な計画の進捗状況、財務状況については、自己点検評価委員会で進捗状況を管理把握し、その結果を内外に公表するなど、透明性のある法人経営に努めます。 (3) 財政的な裏付けのある中期的な計画の実現のために、外部理事を含めた経営陣全体や、経営陣を支えるスタッフの経営能力を高めていきます。 (4) 改革のために、教職協働の観点からも事務職員の人材養成・確保など事務職員の役割を一層重視します。 (5) 経営陣と教職員が中期的な計画を共有し、教職員からも改革の実現に際して積極的な提案を受けるなど法人全体の取り組みを徹底します。 (6) 中期的な計画に次の内容を盛り込みます。	(1) 実施している。 (2) 実施している。 (3) 実施している。 (4) 実施している。 (5) 実施している。 (6) 実施している。	

ガバナンス・コードの実施状況（令和7年3月31日時点）

学校法人銀杏学園 ガバナンス・コード	実施状況	実施していない場合の理由又は今後の対応方針
1) 建学の精神・理念に基づき育成する具体的な人材像とこれを実現する教育目標 2) 教育改革の具体策と実現の見通し 3) 経営・ガバナンス強化策 4) 法人・教学部門双方の積極的な情報公開 5) 財政基盤の安定化策 6) 入学定員の確保策 7) 教育環境整備計画 8) グローバル化、ICT化策 9) 計画実のためのPDCA体制 10) 地域貢献・社会貢献		
1-5 社会的責任等 (1) 自主的に運営基盤の強化を図るとともに、本学の教育の質の向上及び経営の透明性の確保を図るように努めます。 (2) 学生を最優先に考え、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、教職員、学生保護者、卒業生、地域社会構成員等のステークホルダーとの関係を保ち、公共性・地域貢献等を念頭に学校法人経営を進めます。 (3) 私立大学の目的達成のためには、多様性への対応が不可欠との認識に立ち、男女共同参画社会への対応や、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）をはじめ、多様性への対応を実施します。	(1) 実施している。 (2) 実施している。 (3) 実施している。	
第2章 学校法人運営の基本（安定性・継続性）		
2-1 基本原則 (1) 法令に則り、経営及び教学運営双方の実施に係る各組織等の権限と責任を明確化し、自主的・自律的・戦略的な法人経営を可能とする体制を構築します。 (2) 経営に必要な能力を備える人材や、教学面の先見性や国際性、戦略性を有する人材を、長期的な視点に立って、確保するとともに計画的に育成します。 (3) 事業に関する中長期計画等の策定を通じて、さらなるガバナンスの向上を目指し続けます。	(1) 実施している。 (2) 実施している。 (3) 実施している。	
2-2 理事会 (1) 意思決定の議決機関としての役割 1) 理事会は、学校法人の経営強化を念頭におき業務を決し、理	(1) 実施している。	

ガバナンス・コードの実施状況（令和7年3月31日時点）

学校法人銀杏学園 ガバナンス・コード	実施状況	実施していない場合の理由又は今後の対応方針
<p>事の職務執行を監督します。</p> <p>(2) 理事会の議決事項の明確化など</p> <p>1) 理事会において議決する学校法人における重要事項を、寄付行為等を参考に「学校法人銀杏学園 理事会業務委任規則」第2条に〈理事会の決定事項〉として明示しています。</p> <p>2) 理事会において議決された事項は、議事録に記録し、保管します。</p> <p>3) 理事会へ業務執行者から適切な報告がなされるよう留意します。</p> <p>(3) 理事及び大学運営責任者の業務執行の監督</p> <p>1) 理事会は、理事及び設置大学の運営責任者（学長、副学長、学部長等）に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に大学の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に生かします。</p> <p>2) 理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備します。</p> <p>(4) 理事長、学長への権限委任</p> <p>1) 理事長および学長が任務を果たすことができるようにするために、理事会の権限の一部をそれぞれに委任しています。（学校法人銀杏学園理事会業務委任規則 参照）</p> <p>(5) 実効性のある開催</p> <p>1) 理事会は、年間の開催計画を策定し、予想される審議事項については事前に決定して全理事で共有します。</p> <p>2) 審議に必要な時間は十分に確保します。</p> <p>(6) 役員（理事・監事）は、①その任務を怠り、学校法人に損害を与えた場合、②その職務を行う際に悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合、当該役員は、これを賠償する責任を負います。</p> <p>(7) 役員（理事・監事）が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯して責任を負います。</p> <p>(8) 役員（理事・監事）の学校法人に対する責任が加重とならないよう損害賠償責任の減免の規定を整備します。</p> <p>(9) 理事会の議事について特別利害関係を有する理事は、議決に加わることができません。</p>	<p>(2) 実施している。</p> <p>(3) 実施している。</p> <p>(4) 実施している。</p> <p>(5) 実施している。</p> <p>(6) 全役員に周知している。</p> <p>(7) 全役員に周知している。</p> <p>(8) 整備している。</p> <p>(9) 実施している。</p>	

ガバナンス・コードの実施状況（令和7年3月31日時点）

学校法人銀杏学園 ガバナンス・コード	実施状況	実施していない場合の理由又は今後の対応方針
<p>2-3 理事</p> <p>(1) 理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 理事長は、本法人を代表し、その業務を総理します。 2) 理事長を補佐する理事として、常任(勤)理事を置き、各々の役割のほか、理事長の代理権限順位も明確に定めます。 3) 理事長及び理事の解任については、寄附行為及び同施行細則に明確に定めます。 4) 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、本法人のため忠実にその職務を行います。 5) 理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。 6) 理事は、本法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを理事長及び監事に報告します。 7) 利益相反取引を行おうとするときは、理事会において当該取引について事実を開示し、承認を受ける必要があります。 <p>(2) 学内理事の役割</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 教職員である理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究、経営面について、大学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進します。 2) 教職員として理事となる者については、教職員としての業務量などに配慮しつつ、理事としての業務を遂行します。 <p>(3) 外部理事の役割</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 複数名の外部理事（私立学校法第38条第5項に該当する理事）を選任します。 2) 外部理事は、本法人の経営力・マネジメントの強化のため、理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事としての業務を遂行します。 3) 外部理事には、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。 	<p>(1) 実施している</p> <p>(2) 実施している。</p> <p>(3) 実施している。</p>	
<p>2-4 理事長</p> <p>(1) 理事長は、理事会、評議員会、常勤理事会、大学運営協議会、教育改革推進会議等の経営・教学運営に関する会議体における審議を尊重した上で、多様な関係者の意見、期待を踏まえつつ、本法人の経営を行います。</p> <p>(2) 理事長は、理事が法人経営の責任の一端を担う重要な職であることに留意し、その選任に当たっては、その責任・権限等を明確に</p>	<p>(1) 実施している。</p> <p>(2) 実施している。</p>	

ガバナンス・コードの実施状況（令和7年3月31日時点）

学校法人銀杏学園 ガバナンス・コード	実施状況	実施していない場合の理由又は今後の対応方針
<p>した上で、適切な人材を選任します。理事等の役員の選任に当たっては、理事会、評議員会に上程する候補を「選任検討部会」にて審議を行います。</p> <p>(3) 理事長は、学内での法人案件の審議機関である常勤理事会の議長として、法人経営に関する諸問題についての審議を行い、理事会業務委任規則により理事会より委任された事項について決定・執行し、必要な事項については、大学運営協議会への報告と理事会・評議員会への報告及び議案上程を行います。</p>	<p>(3) 実施している。</p>	
<p>2-5 監事</p> <p>(1) 監事の責務（役割・職務範囲）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。 2) 監事は、その責務を果たすため、事前に定めた監事監査基準・同規則等に則り、理事会その他の重要会議に出席することができます。 3) 監事は、本法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査します。 4) 監事は、本法人の業務等に関し不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合、所轄庁に報告し、又は理事会・評議員会へ報告します。さらに、理事会・評議員会の招集を請求できます。 5) 監事は、理事の行為により本法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求できます。 <p>(2) 監事の選任</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 監事の独立性を確保する観点を重視し、理事長は理事会において選出した候補者の中から評議員会の同意を得て監事を選任します。 2) 監事は2名置くこととします。 3) 監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の就任・退任時期について十分考慮します。 <p>(3) 監事監査基準</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 監査機能の強化のため、銀杏学園監事監査規則等を作成します。 2) 監事は、監査計画を定め、理事長はじめ関係者に通知します。 3) 監事は、銀杏学園監事監査規則に基づき監査を実施し、監査 	<p>(1) 実施している。</p> <p>(2) 実施している。</p> <p>(3) 実施している。</p>	

ガバナンス・コードの実施状況（令和7年3月31日時点）

学校法人銀杏学園 ガバナンス・コード	実施状況	実施していない場合の理由又は今後の対応方針
<p>結果を具体的に記載した監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、これを公表します。</p> <p>(4) 監事業務を支援するための体制整備</p> <p>1) 監事、法人監査者、及び内部監査者の三者により、意見を交換する機会を設け、三様監査の機能の充実を図ります。</p> <p>2) 監事に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。</p> <p>3) 本法人は、監事に対し、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行うための監事サポート体制を整えます。</p> <p>4) その他、監事の業務を支援するための体制整備に努めます。</p>	<p>(4) 実施している。</p>	
<p>2-6 評議員会</p> <p>(1) 諮問機関としての役割</p> <p>次に掲げる事項について、理事長は、あらかじめ、評議員会の意見を聴取します。なお、諮問事項に関して特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わるできません。</p> <p>1) 予算、事業計画に関する事項</p> <p>2) 中長期的な計画の策定</p> <p>3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項</p> <p>4) 役員報酬に関する基準の策定</p> <p>5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄</p> <p>6) 寄附行為の変更</p> <p>7) 合併</p> <p>8) 目的たる事業の成功の不能による解散</p> <p>9) 収益を目的とする事業に関する重要事項</p> <p>10) 寄附金品の募集に関する事項</p> <p>11) その他、学校法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもって定めるもの</p> <p>(2) 評議員の内から評議員会で選出された評議員会議長は、評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善に努めます。</p> <p>(3) 評議員会は、本法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。</p> <p>(4) 評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をします。</p>	<p>(1) 実施している。</p> <p>(2) 実施している。</p> <p>(3) 実施している。</p> <p>(4) 実施している。</p>	

ガバナンス・コードの実施状況（令和7年3月31日時点）

学校法人銀杏学園 ガバナンス・コード	実施状況	実施していない場合の理由又は今後の対応方針
<p>4) 学長は、教学における最高決定機関である大学運営協議会および教育改革推進会議等の議長として、大学教学運営を統括し、法人および大学のビジョン、目的を達成します。</p> <p>(2) 学長補佐体制（副学長・学部長の役割）</p> <p>1) 大学に副学長を置くことができます。「副学長は学長を助け、命を受けて校務をつかさどる（学則）」ことにより、大学運営の円滑化と柔軟化を促進し、学長の意思決定と業務遂行を支えます。</p> <p>2) 学長は、必要に応じて、学長特別補佐を置くことができます。</p> <p>3) 学部長、研究科長等の役職教員は、法人及び大学のビジョンを踏まえた上で、執行部と部局構成員の意思疎通の要として、全学的な視点から適切に意見を述べ、その権限に属する業務遂行に当たるなど、大学運営を支えます。</p>	<p>(2) 実施している。</p>	
<p>3-2 教授会</p> <p>(1) 教授会の役割（学長と教授会の関係）</p> <p>大学の教育研究の重要な事項を審議するために教授会を設置しています。審議する事項については教授会規程に定めています。教授会には、教務委員会、学生委員会など多くの委員会が設置され、教授会の審議を補完します。ただし、学校教育法第93条に定められているように、教授会は、定められた事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。</p>	<p>(1) 実施している。</p>	
<p>第4章 公共性・信頼性の確保と社会的責任</p>		
<p>4-1 学生からの信頼の確保</p> <p>(1) 3つのポリシーとアセスメントプラン</p> <p>学部等においては、3つの方針（ポリシー）を示し、入学から卒業に至る学びの道筋を明確にするとともに、アセスメントプラン、修学ポートフォリオ、スモールグループ担任制等を活用し、学生の成長を確認しつつ、3つのポリシーのPDCAサイクルを回転させ、改善を図ります。</p> <p>1) 学部の3つの方針（ポリシー）</p> <p>①入学者受け入れの方針（アドミッションポリシー）</p> <p>②教育課程編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）</p> <p>③卒業認定・学位授与の方針（ディプロマポリシー）</p> <p>2) 自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その</p>	<p>(1) 実施している。</p>	

ガバナンス・コードの実施状況（令和7年3月31日時点）

学校法人銀杏学園 ガバナンス・コード	実施状況	実施していない場合の理由又は今後の対応方針
<p>結果に基づき学生の学習成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学習環境・学習内容等のさらなる整備・充実に取り組めます。</p> <p>3) 学生の多様性を尊重し、ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、学内外を問わず毅然とかつ厳正に対処します。</p> <p>(2) 学生支援の充実 学生ファーストの修学支援を充実させます。</p> <p>1) 学力に加えて、学生の人間力を養うことに尽力します。人間力養成の貴重な機会となる課外活動、ボランティア活動、海外研修などへの参加を支援します。</p> <p>2) スモールグループ担任と学生相談・修学サポートセンターとの連携で、学生相談・カウンセリングに応じ、修学困難学生のサポートを実施するなどにより、学生生活の問題、悩み、心配ごとの解決を支援します。</p> <p>3) 学科・専攻、スモールグループ担任と就職・実習支援課との連携で、就職ガイダンスから採用試験準備・実践、希望する就職先の内定獲得まで、丁寧に指導・支援します。</p>	<p>(2) 実施している。</p>	
<p>4-2 教職員等からの信頼の確保</p> <p>(1) 教職協働 実効性ある中期的な計画の策定・実行・評価による大学価値向上を確実に推進するため、教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保します。</p> <p>(2) ユニバーシティ・デベロップメント：UD 役員の研修（BD：ボードデベロップメント）、教員の研修（FD：ファカルティデベロップメント）、教職員の研修（SD：スタッフデベロップメント）を組織的、計画的に実施し、教職員の資質、能力の向上に努めます。</p> <p>(3) 適切な処遇 国立大学法人教職員に準じた給与を基礎として、適正な業績評価を実施しその結果を処遇に反映するなどして、教職員の成長を本法人及び本学の成長につなげます。</p>	<p>(1) 実施している。</p> <p>(2) 実施している。</p> <p>(3) 実施している。</p>	
<p>4-3 社会からの信頼の確保</p> <p>(1) 認証評価および自己点検評価 1) 認証評価の実施</p>	<p>(1) 実施している。</p>	

ガバナンス・コードの実施状況（令和7年3月31日時点）

学校法人銀杏学園 ガバナンス・コード	実施状況	実施していない場合の理由又は今後の対応方針
<p>平成16年度（2004年度）から、7年以内に一回実施するよう法律で義務づけられた認証評価を実施し、評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めます。</p> <p>2) 自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革（PDCAサイクル）</p> <p>毎年、自己点検評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画を策定し、実行します。</p> <p>3) 学内外への情報公開</p> <p>自己点検や改善・改革に係る情報及び教育・研究に係る各種情報資源を、刊行物やホームページ等を通じて積極的に公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たします。</p> <p>(2) 社会貢献・地域連携・国際連携</p> <p>1) 社会の安定的発展に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めます。</p> <p>2) 「大学コンソーシアム熊本」の一員としての活動を含め、産官学の組織的連携を強化し、「知の拠点」としての大学の役割を果たします。</p> <p>3) 必要に応じて、地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供します。</p> <p>4) 交流協定を結んだ大学はもとより、ひろく海外に視野を広げ、積極的に国際的な連携・交流に取り組みます。</p> <p>5) 大規模災害の対応として、行政との連携を密にして、日常的に地域社会と減災活動に取り組みます。</p> <p>6) 環境問題をはじめとする社会全体のサステナビリティを巡る課題に前向きに対応します。</p>	<p>(2) 実施している。</p>	
<p>4-4 危機管理及び法令遵守</p> <p>(1) 危機管理のための体制整備</p> <p>1) 危機管理体制と危機管理マニュアルを整備します。</p> <p>2) 下記に示すような災害防止、不祥事防止対策を策定し実施します。</p> <p>①学生の安全安心対策、②減災・防災対策、③ハラスメント防止対策、④情報セキュリティ対策、⑤その他のリスク防止対策</p>	<p>(1) 実施している。</p>	
<p>4-5 法令遵守のための体制整備と内部統制の仕組みの整備</p> <p>(1) すべての教育・研究活動、業務実施に関し、法令、寄付行為、学</p>	<p>(1) 実施している。</p>	

ガバナンス・コードの実施状況（令和7年3月31日時点）

学校法人銀杏学園 ガバナンス・コード	実施状況	実施していない場合の理由又は今後の対応方針
<p>則、諸規定並びに、主要会議の決定事項を遵守するよう組織的に取り組みます。</p> <p>(2) 学校法人銀杏学園の行動指針（銀杏学園クレド）を構成員全員が共有し、遵守します。</p> <p>(3) 本法人は、内部を統制する仕組みとして、適正な職務の実施と社会的倫理の維持を確かなものとするため、コンプライアンスの履行に係る方針を定める（学校法人銀杏学園 行動指針（銀杏学園クレド）を遵守すること）とともに、自己点検や内部監査等の制度の充実を図ります。</p> <p>(4) コンプライアンスに違反した事実、又はそれにつながる恐れのある事実を通報する内部通報・外部通報の仕組みを適切に運営するとともに、通報者の保護等を確実に実行します。また、本法人は通報窓口を外部に設けます。</p> <p>(5) 本法人は、内部統制の仕組みによるモニタリング結果を、定期的に理事へ報告する機会を設けるなど、内部統制の実効性を高め、法人経営の見直しに活かす体制を構築します。</p> <p>(6) 本法人は、法人の構成員が従うべき行動指針（銀杏学園クレド）、研究者倫理、公的研究費に係るガイドライン等を定め、実践します。また、必要に応じ、適宜見直しを行います。</p> <p>(7) 本法人は、学内構成員がコンプライアンスの履行、内部通報・外部通報の仕組み、行動指針（銀杏学園クレド）等の目的、意義について正しく理解し、確実に機能するよう、研修等により徹底した周知を行います。</p>	<p>(2) 実施している。</p> <p>(3) 実施している。</p> <p>(4) 実施している。</p> <p>(5) 実施している。</p> <p>(6) 実施している。</p> <p>(7) 実施している。</p>	
<p>第5章 情報の公開等（透明性の確保）</p>		
<p>5-1 情報公開の充実</p> <p>(1) 法令に基づく情報公表 大学設置基準（平成11年改正）、学校教育法（平成19年改正）、学校教育法施行規則（平成22年改正）等に規定される 1) 教育・研究に関する情報及び 2) 学校法人に関する情報を公表します。</p> <p>(2) 自主的な情報公開 法律上公開が定められていない情報についても、積極的に自らの判断により努めて最大限公開します。</p> <p>(3) 情報公開の工夫 1) 上記の学校法人に関する情報については、Web 公開に加え、事務局に備え置き、請求があれば閲覧に供します。</p>	<p>(1) 実施している。</p> <p>(2) 実施している。</p> <p>(3) 実施している。</p>	

ガバナンス・コードの実施状況（令和7年3月31日時点）

学校法人銀杏学園 ガバナンス・コード	実施状況	実施していない場合の理由又は今後の対応方針
2) 公開方法は、インターネットを使ったWeb公開が主たるものですが、閲覧者が多岐にわたることを考慮し、「大学ポートレート」を活用するほか、学生便覧、入学案内、広報誌「ぎんきょう」、各種パンフレット等の媒体も活用します。		